

2016年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2016年5月13日

上場会社名 新華ホールディングス・リミテッド 上場取引所 東証二部
 コード番号 9399 URL http://www.xinhuaholdings.com
 代表者 (役職名) 最高経営責任者
 (氏名) レン・イー・ハン
 問合せ先責任者 (役職名) 最高執行責任者
 (氏名) レン・イー・ハン TEL (香港) (852) 3196-3977
 問合せ先 (役職名) 経営企画室マネージャー
 (氏名) 高山 雄太 TEL (日本) (03) 4570-0741
 四半期報告書提出予定日 2016年5月13日 配当支払開始予定日 -
 四半期決算補足説明資料作成の有無: 無
 四半期決算説明会開催の有無: 無

(千米ドル及び百万円未満四捨五入)

1. 2016年12月期第1四半期の連結業績(2016年1月1日～2016年3月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年度同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益	
	千米ドル (百万円)	%	千米ドル (百万円)	%	千米ドル (百万円)	%
2016年12月期第1四半期	2,022 (228)	188.4	△1,286 (△145)	-	△1,324 (△149)	-
2015年12月期第1四半期	701 (79)	△1.3	△841 (△95)	-	△887 (△100)	-

(注) 包括利益 2016年12月期第1四半期: △1,440千米ドル(△162百万円)
 2015年12月期第1四半期: △866千米ドル(△98百万円)

	親会社株主に帰属する 四半期純利益		1株当たり 四半期純利益		潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益	
	千米ドル (百万円)	%	米ドル (円 銭)		米ドル (円 銭)	
2016年12月期第1四半期	△1,320 (△149)	-	△0.16 (△18.03)		- (-)	
2015年12月期第1四半期	△865 (△97)	-	△0.35 (△39.44)		- (-)	

(注) 「円」で表示されている金額は、2016年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=112.68円で換算された金額です。

(2) 連結財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	千米ドル (百万円)		千米ドル (百万円)		%		米ドル (円 銭)	
2016年12月期第1四半期	18,131 (2,043)		10,417 (1,174)		55.7		1.19 (134.09)	
2015年12月期	19,603 (2,209)		11,842 (1,334)		58.8		1.37 (154.37)	

(注) 「円」で表示されている金額は、2016年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=112.68円で換算された金額です。

(参考) 自己資本 2016年12月期第1四半期: 10,098千米ドル(1,138百万円)
 2015年12月期: 11,517千米ドル(1,298百万円)

2. 配当の状況

(基準日)	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	米ドル (円 銭)	米ドル (円 銭)	米ドル (円 銭)	米ドル (円 銭)	米ドル (円 銭)
2015年12月期	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2016年12月期	- (-)				
2016年12月期 (予想)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) 当四半期における配当予想の修正の有無：無

3. 2016年12月期の連結業績予想 (2016年1月1日～2016年12月31日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益	
	千米ドル (百万円)	%	千米ドル (百万円)	%	千米ドル (百万円)	%
第2四半期 (累計)	4,499 (507)	162.6	△2,452 (△276)	-	△2,968 (△334)	-
通期	10,004 (1,127)	105.1	△4,815 (△543)	-	△6,112 (△689)	-

	親会社株主に帰属する 当期純利益		1株当たり 当期純利益
	千米ドル (百万円)	%	米ドル (円 銭)
第2四半期 (累計)	△2,832 (△319)	-	△0.98 (△110.43)
通期	△5,976 (△673)	-	△2.06 (△232.12)

(注) 1. 当四半期における業績予想の修正の有無：無

2. 「円」で表示されている金額は、2016年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=112.68円で換算された金額です。

4. 注記事項 (詳細は、添付資料P2「サマリ情報 (注記事項) に関する事項」をご覧ください。)

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動：無

新規 0社 除外 0社

(注) 当四半期会計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無となります。

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(注) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無となります。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数 (普通株式及び優先株式)

- ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)

2016年12月期第1四半期	8,179,158.79株
2015年12月期	8,164,448.79株
- ② 期末自己株式数

2016年12月期第1四半期	0株
2015年12月期	0株
- ③ 期中平均株式数 (四半期累計)

2016年12月期第1四半期	8,176,122.31株
2015年12月期第1四半期	2,499,999.79株

- ※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示
 - ・この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外ではありますが、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了しております。

- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項
(将来に関する記述等についてのご注意)
 - ・本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(参考) 国際財務報告基準 (IFRS) による連結業績

1. 2016年12月期第1四半期(2016年1月1日~2016年3月31日)の国際財務報告基準(IFRS)による連結経営成績

	売上高	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益	EBITDA
	千米ドル (百万円)	千米ドル (百万円)	米ドル (円 銭)	米ドル (円 銭)	千米ドル (百万円)
2016年12月 期 第1四半期	2,022 (228)	△859 (△97)	△0.11 (△12.39)	- (-)	△784 (△88)
2015年12月 期 第1四半期	701 (79)	△810 (△91)	△0.36 (△40.56)	- (-)	△745 (△84)

(注) 1. 「円」で表示されている金額は、2016年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=112.68円で換算された金額です。

2. 当社のIFRSに基づく連結財務諸表に関するEBITDAは、支払利息、税額、減価償却費及び償却費控除前の利益(損失)です。

2. 2016年12月期の国際財務報告基準(IFRS)による連結業績予想(2016年1月1日~2016年12月31日)

	売上高	EBITDA	当期純利益
	千米ドル (百万円)	千米ドル (百万円)	千米ドル (百万円)
第2四半期連結 累計期間	4,499 (507)	△1,753 (△198)	△1,855 (△209)
通期	10,004 (1,127)	△3,417 (△385)	△3,913 (△441)

(注) 1. 「円」で表示されている金額は、2016年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=112.68円で換算された金額です。

2. 当社のIFRSに基づく連結財務諸表に関するEBITDAは、支払利息、税額、減価償却費及び償却費控除前の利益(損失)です。

3. 上記の予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

国際財務報告基準 (IFRS) と日本の会計基準 (日本GAAP) における純損益の差異について

1) のれん

日本GAAPでは、のれんを20年を上限とする期間で償却することを義務付けております。当社グループののれんは、定額法にて5年から20年間で償却されております。国際会計基準(IAS)36の下では、2004年3月31日以降に買収した子会社に関するのれんは償却されず、少なくとも年一回以上の再評価を行うことが義務付けられております。

2) のれんの減損及び一括償却

IFRSで固定資産(のれん及び無形資産を含む。)の減損判定の際に行われる割引キャッシュ・フローの方法に加え、日本GAAPでは、買収した子会社の純資産の回復可能性の検討が行われ、これに伴い、日本GAAPにおいては追加的なのれんの一括償却が発生することがあります。

3) 株式交付費

日本GAAPでは、株式交付費は支出時に費用処理を行うか、又は資産計上し3年を上限とする期間でこれを償却することが義務付けられております。IFRSでは、新株発行に直接的に起因する外部費用は、資本の控除項目として表示されます。

4) 上場関連費用

日本 GAAP では、上場関連費用は支出時に費用処理を行うことが義務付けられております。IFRS では、新株発行に際して上場に直接的に起因する外部費用は、資本の控除（税引き後）項目として表示されます。

5) 株式報酬

日本 GAAP の下では、2006 年 5 月 1 日以前に発生した株式による報酬取引に対する特定の会計基準はありませんでした。2006 年 5 月 1 日以降に発生する株式による報酬取引については、従業員に対するストック・オプション等の付与に関連した費用も含む報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることが要求されます。IFRS 第 2 号では、株式による報酬取引の会計は、従業員に対するストック・オプション等の付与に関連した費用を含む、株式による報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることを要求しております。株式による報酬取引は付与日の時価によって測定されることとなります。測定された当該時価は償却期間中の株価変動の影響を受けず、権利確定期間に渡って定額法に基づき償却を行っていきます。なお、当該 IFRS 第 2 号を 2005 年 1 月 1 日に開始する会計年度より前に適用した場合は、当該事実を開示する必要があります。

6) 償還可能優先株式

日本 GAAP では、2014 年 8 月に発行された A 種優先株式は、償還が可能となっておりますが、資本として計上されます。IFRS では、当該 A 種優先株式は公正価値にて負債として計上されます。公正価値の変動は、損益計算書にて調整されます。

7) 行使価格修正条項付新株予約権

日本 GAAP では、ストック・オプション等として、当該ストック・オプション等の付与時の価値を公正な評価額で認識することが求められております。IFRS では、当該ストック・オプション等の付与時の価値として測定された公正価値は、オプション負債として認識されます。オプション負債は各報告期間の末日に再評価されその評価差額は、公正価値の変動として損益認識されます。IFRS では、新株予約権の行使に伴い株券が発行された場合、オプション負債として計上されている部分は、資本剰余金として再分類されます。

○添付資料の目次

1. サマリ情報（注記事項）に関する事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	- 2 -
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無	- 2 -
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	- 2 -
(4) 追加情報.....	- 2 -
(5) その他.....	- 2 -

これより以下の情報は、別紙「財務諸表」をご参照ください。

2. 四半期連結財務諸表等

(1) 四半期連結貸借対照表.....	- -
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	- -
【第1四半期連結損益計算書】	- -
【第1四半期連結包括利益計算書】	- -
(3) 継続企業の前提に関する事項.....	- -
(4) 追加情報.....	- -
(5) 注記事項.....	- -
(四半期連結貸借対照表関係)	- -
(株主資本等関係)	- -
(セグメント情報)	- -
(1株当たり情報)	- -
(重要な後発事象)	- -

3. その他

1. サマリ情報（注記事項）に関する事項

（1）当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

（2）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用の有無

該当事項はありません。

（3）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

該当事項はありません。

（4）追加情報

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 2013年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、四半期純利益等の表示の変更及び「少数株主持分」から「非支配株主持分」への表示の変更を行なっております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

（5）その他

1. 当社の海外の専門家費用の支払いについて

2016年4月14日、中国上海に所在する法律事務所、上海ウィンゾン法律事務所（以下、「Win Zone」といいます。）より、当社がWin Zoneに2016年4月14日から7日以内に1,140千人民元（19,825千円）の弁護士費用を支払わない場合、Win Zoneは当社及び当社の子会社に対して法的措置を取る旨の通知を受領しました。当社としては、既に受けた法的助言に対する相応の費用は、支払可能な時期に支払う意向であるため、Win Zoneと具体的な支払額と支払時期について協議しております。

2. 上場廃止基準（時価総額基準）に係るリスク

当社普通株式は、2016年4月において月間平均及び月末時点の時価総額が10億円未満となりました。東京証券取引所有価証券上場規程第602条第1項第1号・同第601条第1項第4号a本文により9ヶ月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3ヶ月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3ヶ月）以内に、月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止になるものとされております。この状況を踏まえ、当社は、東京証券取引所に当該書面を提出する予定です。当該書面を提出することによって、2017年1月までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が時価総額基準の金額以上になったときは、当該上場廃止基準に該当しないこととなります。

（注）「円」で表示されている金額は、2016年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=112.68円及び1中国・人民元=17.39円で換算された金額です。